

動物飼養管理 ガイドライン -ウサギ・犬・猫-

第一版
(2019年6月)

目次

はじめに・・1 ページ

■ 動物飼養管理ガイドライン

- 1.対象となる動物、2.飼養者の定義、3.飼養条件・・・・・・・・2～5 ページ
- 4.輸送、5.繁殖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 ページ
- 6.個体識別、7.災害対策、8.安楽死及び産業動物におけると殺・・・・7 ページ
- 9.展示（ふれあい）・撮影・エンターテイメント、10.その他・・・・8 ページ

■ ウサギの飼養管理ガイドライン

- ウサギってどんな動物？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9～10 ページ
- 1.適切な環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 ページ
 - 2.適切な食餌・水、3.正常な行動がとれること、4.社会的な関わり・・・・12 ページ
 - 5.健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13 ページ
 - 6.その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14 ページ
 - 1) 飼い主責任
 - 2) 災害時のための準備

■ 犬の飼養管理ガイドライン

- 犬ってどんな動物？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15～16 ページ
- 1.適切な環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17～18 ページ
 - 2.適切な食餌・水・・・・・・・・・・・・・・・・18 ページ
 - 3.正常な行動がとれること、4.社会的な関わり・・・・・・・・19～20 ページ
 - 5.健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20 ページ
 - 6.その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21 ページ
 - 1) 飼い主責任
 - 2) 災害時のための準備

■ 猫の飼養管理ガイドライン

- 猫ってどんな動物？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22～23 ページ
- 1.適切な環境、2.適切な食餌・水・・・・・・・・24 ページ
 - 3.正常な行動がとれること、4.社会的な関わり、5.健康管理・・・・25 ページ
 - 6.その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26 ページ
 - 1) 飼い主責任
 - 2) 災害時のための準備

はじめに

「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下動物愛護管理法）に従って動物の飼養管理を行うことは一体何を意味するのかが定かではないといわれています。

このガイドラインは、国際的な動物福祉の基準である「5つの自由」※に基づいた飼養管理を具体化し、それを実施することにより、飼養動物の生活の質を守り向上させることを目的としています。

※「5つの自由」

1. 飢えと渇きからの自由
2. 不快からの自由
3. 痛み・負傷・病気からの自由
4. 恐怖や抑圧（不安）からの自由
5. 正常な行動を表現する自由

動物飼養管理ガイドライン

1. 対象となる動物

- 1) 動物愛護管理法で定義されている愛護動物
- 2) 人間の飼養管理下にある動物（家庭動物、展示動物、産業動物、実験動物）

2. 飼養者の定義

- 1) 個人及び法人・団体にかかわらず、動物を所有・占有するすべての人

3. 飼養条件

1) 環境

a) 飼養場所

- ◆ 動物が置かれる空間は、動物が自然な状態で座ったり、立ち上がったり、伸びをしたり、歩いたり、寝転んだりすることができ、振った尾や耳がケージ等の壁・天井に当たらない広さがあること
- ◆ 他の動物と一緒に入れる際は、上記に加えて、他の個体に触れずに横たわることができる広さを確保すること
- ◆ 休息場所と活動場所が十分に確保できること
- ◆ 身を隠せる安全で安心な場所を設けること
- ◆ ケージの使用は短時間収容とすること（鳥類、小型齧歯類はこの限りではない）
- ◆ 多くの時間をケージ内で飼養する場合は、最低1日2回はケージ外に出して十分な運動をさせること（鳥類、小型齧歯類はこの限りではない）
- ◆ 雨風雪や炎天下を避けられる場所を設けること
- ◆ 繋留する場合、リードの長さは動物の自然な行動を妨げず、安全な長さとする
- ◆ 騒音の中におかないこと
- ◆ 自然採光できる場所におくこと、難しい場合は自然の昼夜の長さに合わせて照明を施すこと

- ◆ 照明等強い光に常時さらされないこと
- ◆ 悪臭のある環境におかないこと
- ◆ 群れで暮らす習性のある動物種は、複数頭で飼育すること
- ◆ 最低 1 日 1 回日光浴をさせること
- ◆ 日中は十分な明るさのある場所におくこと
- ◆ 夜行性動物は日中静かに安心して休める環境を提供すること
- ◆ 立体的な行動を必要及び好む種は、縦の空間も利用できるようにすること
- ◆ その動物種にあった温度及び湿度に保つこと
- ◆ 年齢にあった温度及び湿度を保つこと
- ◆ 室内は十分換気されていること
- ◆ 寝床材は、清潔で刺激がなくやわらかな素材とすること
- ◆ 飼養環境は、最低 1 日 1 回の清掃をすること。
- ◆ 飼養環境は、危険物のない整理整頓された安全な場所とすること
- ◆ 床面は常に乾燥していること
- ◆ 熱器具は安全な場所に設置され、火傷や感電の危険のないようにすること
- ◆ 排泄場所は飼養頭数を考慮して設置すること
- ◆ 排泄場所は個体が使用しやすい安全な構造のものを設置すること
- ◆ 排泄物等はできるだけすみやかに取り除くこと

b) 構造

- ◆ 壁・床・天井・仕切り・ドア等の内装は、耐久性があり、不浸透性で掃除・消毒が容易であること
- ◆ 壁・床・天井・仕切り・ドア等の内装は、消臭及び減臭しやすい素材とすること
- ◆ 床等が水洗いできる構造の場合は、排水装置を設置し、水はけをよくすること
- ◆ 床面は滑りにくく、肉球及び関節に負担のない構造とすること
- ◆ 床材は動物種を考慮して安全なものとする
- ◆ 換気は、室内全域にいきわたるように設備すること
- ◆ 壁・窓・天井等は隙間がないこと
- ◆ 逸走を防ぐ構造であること
- ◆ 衛生動物及び害虫の侵入を防ぐこと
- ◆ 熱器具及びコンセント周辺からの出火を防ぐようにすること

2) 食餌・水

- 食餌の分量・回数・内容は動物種にあわせること
- 常時新鮮な水が供給されること
- 糞尿の混入を防ぎ、汚染された場合はただちに交換すること
- 食餌及び水の容器は、排泄場所から離れた場所に設置すること
- すべての容器は最低 1 日 1 回完璧に洗浄すること
- 飲水・食餌量は毎日確認すること

a) 食餌

- ◆ 動物種、年齢、健康状態、ライフスタイル、繁殖状態にあったバランスのよい新鮮な食餌を与えること
- ◆ 食餌を長時間放置しないこと
- ◆ ドライフードであっても、1 日 1 回は交換すること
- ◆ 食器は最低飼養頭数分を用意すること
- ◆ フードの保管は、防虫・温度・湿度等に気を付け、消費期限内に消費すること

b) 水

- ◆ 新鮮で清潔な水を常に飲めるようにすること
- ◆ 清潔な水を清潔な容器で毎日提供すること
- ◆ 目に見えて汚れている（濁っている）場合は、すぐに取り換えること
- ◆ 最低飼養頭数分の容器を用意すること

3) エンリッチメント

- 各動物種の自然な活動欲求を満たし、肉体的活動のみならず知的活動を満たすこと
- 各動物種にあった遊具等を提供すること
- 水を好む動物種には十分な水場を提供すること
- 人との遊びを好む動物種は、一緒に遊ぶ時間をつくること
- 散歩が必要な動物種は、毎日散歩をさせる、又はそれに準ずる運動を提供すること

4) 医療及びケア

- 必要なワクチン等の予防医療を実施すること
- 異常がある場合は、獣医師の診断を受けさせること
- 毎日、糞尿の状態を観察すること
- 身体（被毛及び皮膚）は常に清潔に保つこと

- 動物種に応じた定期的な爪切り、歯切り、グルーミング等を実施すること

5) 迷惑防止

- 周辺環境及び近隣住民に迷惑をかけないように飼養すること

a) 逸走防止対策

- ◆ 逸走できないような環境で飼養すること
- ◆ 平時から迷子対策を講じること
- ◆ 呼んだら傍にくるように平時からしつけを行うこと

b) 騒音

- ◆ 必要に応じて鳴き声等による騒音を防ぐこと
- ◆ しつけを行うこと

c) 悪臭対策

- ◆ 排泄物の処理は適切に行うこと
- ◆ 糞尿を放置しないこと
- ◆ 消臭及び減臭対策を行うこと
- ◆ 排泄物等は臭気及び衛生動物・害虫が発生しないように、適切に保管処理すること

d) 危険動物及び特定動物対策

- ◆ 都道府県知事に許可なく特定動物を飼養しないこと
- ◆ 危険動物は、逸走できない環境で飼養すること
- ◆ 飼養継続が難しい場合は、新しい飼い主を探すか、飼い主の責任で安楽死すること
- ◆ 災害時の対応を平時より整えておくこと

4. 輸送

- 輸送はできるだけ短い時間と距離であること
- 動物に苦痛を与える輸送はしないこと
- 動物種に見合った車両で輸送すること

-以下の項目に留意すること

- ◆ 温湿度・換気：動物種にあった快適な環境を整えること
- ◆ 給餌：輸送が長くなる場合は、適時給餌すること
- ◆ 給水：常時給水できるようにすること
- ◆ 排便排尿：排便排尿の時間を設けること、車両内での排便等はすみやかに取り除くこと
- ◆ 時間：1時間に1度の休憩を設け、動物の状態を確認すること
- ◆ ケージ・囲い・枠：動物の安全を確保すると同時に自然な行動がとれるようにすること

5. 繁殖

- 犬猫及び商取引の対象とされているペット動物に限る

1) 犬猫

- 1歳未満の個体には交配させないこと
- 最後に出産した日から次の出産まで最低12か月はあけること
- 生涯の出産は6回以内とすること
- 遺伝性疾患のある個体は繁殖させないこと
- 近親交配をさせないこと
- 生後8週間は母子と共に飼養すること
- 繁殖を望まない場合は、不妊化手術を実施すること

2) うさぎ・モルモット

- 繁殖を望まない場合は、不妊化手術を実施すること

3) ハムスター等

- 雌雄別に飼養すること

6. 飼養頭数制限

- 飼養頭数は上記の飼養条件を守ることができる頭数とすること
- 緊急災害時等に同行避難できる頭数とすること

- 飼養困難となった場合に預けられる場所を確保できる頭数すること
- 1) 個人(一般家庭)
 - 災害時、飼い主と動物が安全に無理なく同行避難できる頭数とすること
- 2) 法人、団体
 - 飼養管理職員と動物との比率から収容能力を把握し、収容頭数は収容能力を超えないようすること
 - 世話をする人 1 人に対して、動物が 5 頭を超えないようすること

7. 個体識別

- 個体情報が確認できるものを必ず装着すること

8. 災害対策

- 平時より災害発生時の準備をし、シミュレーションをするなど対応を整えること
- 家を出て避難しなければならないときに備え、動物を包むタオルや毛布を用意し、キャリーケース等に平時から慣れさせること
- 平時からしつけをしておくこと
- 災害発生時、犬・猫・小動物についてはできるだけ同行避難すること
- やむを得ず、ペットをおいて避難する場合は、動物が中にいることを家の外側に掲示し、その際、動物種等の簡単な情報も記載すること
- 動物の個体識別をしておくこと。マイクロチップを挿入してある場合はデータベースに登録してあることを確認しておくこと

9. 安楽死及び産業動物におけると殺

- 1) 動物の苦痛に係わる責任
 - 獣医師は動物が苦しんでいると判断し、その動物の苦しみを緩和することができないとみなした場合、安楽死処置を講じることができる
 - 安楽死処置は、獣医師が行うものとする(産業動物のと殺についてはこの限りではない)
 - 安楽死処置及びと殺時は、動物へのストレス及び苦痛を最小限に抑えることとする

10. 展示（ふれあい）・撮影・エンターテイメント

- 苦痛やストレスを引き起こす可能性のある展示をしないこと
- 苦痛やストレスを引き起こす可能性のある形態や演技や芸をさせないこと
- 生き餌や囃として、意識ある脊椎動物を使用しないこと
- 幼齢動物をふれあいに使用しないこと
- 動物を出演させる計画や台本は、前もってその動物種について十分な知識・経験のある第三者の専門家の確認を受け指示を仰ぐこと
- 撮影等で使われる動物の訓練は苦痛を与えない方法をもちいること
- 動物が使われる撮影等は全て第三者の獣医師等の立会いを受けること
- 展示・撮影目的で、鎮静剤・麻酔等を使用しないこと
- いかなる動物も闘わせないこと

11. その他

- 美容目的での断耳・断尾をしないこと
- 飼養継続が難しい場合は、速やかに新しい飼い主を探すこと

ウサギの飼養管理ガイドライン

ウサギってどんな動物？

現在、家ウサギとして飼育されているウサギの祖先はヨーロッパアナウサギです。日本古来の野ウサギとは異なる習性を持っています。もともと、穴で生活し、被捕食動物であるため、安心して身を隠せる休息場所が必要です。

○平均寿命：6～7 歳。飼い方にもよるところが多く短命と言われていた以前と比べ完全室内外では 10 歳を超えることも決して稀ではありません。

○草食性：野菜、牧草等々を食しますが市販のペレット状のラビットフードが多く使われています。炭水化物をうまく消化できないためイモ類等は避けましょう。また、水分の多いレタス等の野菜は下痢の原因になりますので与えすぎに注意しましょう。パンやビスケット状のものを与える人もいますがそれらの食品の中には動物性油脂や卵などウサギが自然の中では決して口にしないものが入っているのを避けるべきでしょう。

○水分はとても大切です

ウサギは多飲多尿の動物であり水をよく飲みます。新鮮できれいな水を常時飲めるようにしておきましょう。

○体重：1～8 kg（品種や性別によって異なる）

○繁殖能力：発情期は周年で繁殖力の高い動物です。メスのウサギは、多ければ一年で 10 回も繁殖をすることが可能です。言い換えれば繁殖できる環境に置けばメスは常時子を生みつづけるということになります。捕食される側にいる動物としては種の存続を保證する自然の姿です。

○マーキング：未去勢のオスは猫と同様縄張りを主張するために尿をスプレーする行動を展開させます。

○離乳時期：5～6 週齢

母ウサギから独り立ちする年齢は 8 週齢以降といわれています。

○社会化期：3～4 週齢までであるが、もっと長く続きこともあります。

- きれい好き：ウサギは自分で被毛をなめて体をきれいにします。高齢、肥満などが原因でこれができなくなると後半身の汚れや涙が他の動物と比べ少ないために目やになどが目立つようになり飼育者が補助をする必要が出て来ます。
- 遊　　び：ウサギは常時体重や骨格を健全に維持するために動き回る必要があります。走る、飛び跳ねる、立ち上がる等々の動きが必要であると同時に好奇心旺盛であるために遊びの道具を提供する必要もあります。
- 感　覚　等：視力は近視でよくないが、光を感じる能力は高いため、暗闇に強く、聴覚は敏感で些細な音まで聞き取ることができます。嗅覚は犬並みと云われている。ヒゲが発達していて暗闇でも周囲を察知することができます。
- 食糞行動：未消化の植物繊維等を含んだ糞を再度食して消化と栄養の再吸収を促す行為、やや軟らかい盲腸糞を食することがあります。老廃物は硬い糞として排泄。
- 歯　　：一生伸び続けます。
- 社会性動物で2～10羽の群れで生活します。2羽では雌雄1羽ずつ、大きな群れでは雌の数の方が多い。
- 目立つ行動は捕食者の対象となるため、苦痛や恐怖を感じていてもごくわずかな表現しかとらず、気づかれにくい場合があります。
- 顎にある分泌腺から出る匂いをこすり付け縄張りを示します。時に、人間にも行います。
- 排　　泄　　：決まった排泄場所をつくります。
- 知的動物であり、非常に怖がりやすい動物です。危険に対する反応は、最初固まったように動きを止め、危険が近くに迫ったときは走って逃げます。逃げ道がない場合にのみ噛むなどの闘う傾向にあります。

ウサギの生態・習性を理解した上で、以下のウサギのニーズ（欲求）を満たしてあげましょう。

1.適切な環境

- ・温度は約 19~26 度の範囲に保つことが理想的。
- ・ウサギは湿気に弱いため湿度は 50%前後にする。
- ・捕食動物などの危険から守る対策をする。
- ・安心して身を隠して休める場所を用意する。
- ・心的ショックにて死亡することもあるため強い驚愕反応を起こすことがないように配慮する。
- ・ケージに入れる場合、足を延ばして横たわることができる幅/長さがある。
- ・ケージに入れる場合、最低でも「3 飛び」はできる広さ。
- ・ケージに入れる場合、後肢で立ち上がる際に耳が天井に触れることがない高さ。
- ・肉球がないために足の裏に負荷をかけるワイヤー/網などの床は不適切。
- ・床敷きは清潔で乾燥したもので食べても安全なものとする（干し草など）。
- ・トイレはウサギが全身入る大きさで縁の高さは体高の半部以下が理想的。
- ・排泄物はこまめに片づけ悪臭、害虫の発生を防ぐ。
- ・室内で放し飼いにする場合は電気コード、観葉植物等々の危険物にウサギが触れぬようにする。
- ・ケージ、室内どちらにおいても滑る床を避ける。
（後肢に強い力をかけけりだすように動くために滑りやすい床に長時間置くと背骨などに異常が生じる）
- ・邪魔されずに安心して飲食できる場所を用意する。
- ・強い日差しや温度変化から守られること。
- ・十分に換気されていること。
- ・大きな騒音から離れた場所であること。
- ・生活環境は清潔かつ衛生的にすること。排泄物はその都度取り除くことが望ましい。
- ・床敷等を新しく交換する際は、使用済みであるが清潔な床敷を少し残しておくことウサギが安心する。

2.適切な食餌・水

- ・新鮮な野菜、ウサギ用ペレット、干し草などをバランスよく与える。
- ・年齢や体調に合わせて給餌を行う。
- ・生ものは常に新鮮で清潔なものを与える。
- ・水は給水ボトルで与える場合には頻りに洗浄をする、また皿などで与える場合には中に糞などが飛んで入る場合もあるので注意する。
- ・給餌給水（干し草の入れ替え、水の入れ替え等々）は最低一日二回行う。
- ・パン、クッキーなど人間の食べ物は絶対に与えない。
- ・与えてはいけない野菜/果物
（例：ホウレンソウ、イモ類などの炭水化物、生大豆、柑橘類等）に注意する。

3.正常な行動がとれること — 本能を満足させエネルギーを発散できる遊び等を用意する

- ・木材などの自然素材でかじられても安心なおもちゃを使う。
- ・十分にジャンプ、八の字疾走等々の自然な運動欲求を満たす空間を用意する。
- ・かじる、穴を掘るなどの行動欲求を満たすための工夫をする。
- ・ストレス徴候に気を付ける。
 - 無気力、攻撃的、呼吸が荒い、落ち着かない、旋回運動、給水ボトル等を噛むなど
- ・非常に怖がりなので、罵声や罰を与えてはならない。

4.社会的な関わり

- ・群れで生活する動物のため、長時間一羽で過ごさせないこと。
- ・社会性動物のため、理想的には別のウサギと一緒に飼育されるべきである。
 - その際、不妊化処置をすることと、世話できる羽数にする
 - 相性をしっかりと見極め、異なる体格や年齢差があるウサギ同士にしない
- ・飼育数に関わらず、十分な精神的刺激を与えたり、飼育者が十分に遊んであげること。

5.健康管理 ー 日頃からウサギの様子を観察し健康維持に努める

- ・骨の中が空洞なため骨折しやすいために扱いは注意が必要。
- ・未避妊、未去勢の個体同士は縄張り争いで喧嘩をし互いに傷つけあうことがある。
- ・未避妊のメスは偽妊娠で気が荒くなってしまう時期もある。
- ・繁殖をしないのであれば不妊処置をする。
- ・ノミダニなどの寄生虫が付かないようにする、が犬用に用いられている一般の駆除薬はウサギに有害である。
- ・ウサギは肺が小さいために呼吸器に負担をかけないように、アンモニア臭（トイレ）や、ほこり（換気の悪い場所）などに気を付ける。
- ・毛玉などを吐き出すことができないために消化器官が詰まる「うっ滞」を起こしやすいので食物繊維と水分を十分に与える。
- ・被毛の手入れや爪切りなども必要である。
- ・盲腸糞を食す必要があるが肥満などで体を曲げることができなくなるとそれができなくなり問題となる。
- ・糞などの汚れが後半身にこびりついてしまうとハエなどの寄生虫がそこに卵を生みつけてしまい問題となる。
- ・歯牙の伸びすぎで不正咬合が起こり摂食に支障が出るため、定期的に動物病院などで歯切り行うこと。
- ・前歯と爪は伸びやすいため、週一回以上はチェックすること。

6.その他

1) 飼い主責任

- ・なるべく室内飼育をすること。
- ・ケージ飼いをする場合には十分な運動の機会を与えること。
- ・捕食される側の動物として持ち上げられたり、拘束されたりすることに対して過剰な抵抗を示すことも多々あるので常に人間の手に慣らしておくための努力を怠らない。
- ・過剰な暑さ、寒さ、消化器官のうっ滞、大きな心的衝撃等々であつという間に死んでしまう動物であることを認識し注意深く観察をする。

2) 災害時のための準備

- ・同行避難できる頭数以上は飼わないこと。
- ・食餌、水の備蓄をすること。
- ・頭数分キャリーを用意すること。
- ・キャリーに慣らしておくこと。
- ・一時預かり先を確保しておくこと。

犬の飼養管理ガイドライン

犬ってどんな動物？

イエヌの始祖種トマルクタスとされていて、直接的な祖先はタイリクオオカミであると言われています。しかし、オオカミを家畜化させてイヌになった訳ではなく、イヌがヒトと生活をするようになった時には、すでにオオカミと独立した存在になっていたという説が強くなっています。そのため、オオカミにみられる群れの階級制度はイエヌでは緩やか又は流動的であると言われています。そして、イエヌは家畜化された動物の中で最も古い歴史をもちます。

○平均寿命：（犬種にもよりますが）10～15歳

○雑食性

○社会化期：おおよそ3週齢から16週齢

他の犬や人間との社会的関係構築に大切な時期

○発情周期：雌：年2回（犬種によっては1回や3回の場合もある）

雄：周年

○好奇心が強い。

○知的能力が高く退屈に苦痛を感じる傾向。

○暑さによるストレスに弱い。

○社会性が高い。

長時間独りとなることに苦痛を感じやすい。

○コミュニケーション能力が高い。

○仲間を必要とする（長時間、独りにされることを好まない）

○マーキング：縄張りとするところに尿などで匂い付けを行う。

○散歩：すべての犬にとって散歩は必要です。

気分転換、運動・エネルギー発散、社会経験

○訓練性能が高い

しつけをしっかりと行いましょう。

○お手入れ：定期的はグルーミング（ブラッシング、シャンプー、トリミング、爪切り）が必要

たれ耳の犬種は定期的な耳掃除が必要です。

- 嗅 覚 : 人の約 3 千~1 万倍
- 聴 覚 : 人の約 2 倍 (特に高周波は非常によく聞き取れる)
- 遊 び : 遊ぶことが好き。
- 運動量、留守番の得意・不得意、遊びの必要量、気質は犬種によって違いがある。

犬の生理・生態・習性を理解した上で、以下の犬のニーズ（欲求）を満たしてあげましょう。

1.適切な環境 一屋内と屋内のどちらで生活していても犬は危険のない安心でき落ち着ける場所を必要とする

- ・危険のない安全で清潔な環境
- ・快適な温湿管理
 - 推奨温度 15.5℃～26.6℃ 推奨湿度 30～70%
 - ※犬種や年齢等によって異なる。
 - ※短頭種は暑さに弱く熱中症に注意が必要。
 - ※ダブルコートよりシングルコートは寒さに弱いため、冬場は 20℃～26.6℃とやや高めに設定すること
- ・寒冷及び暑さから回避
 - 寒すぎる時のサイン：小刻みに震えている、身体を丸めている、動かこうとしない、飲水量低下 など
 - 暑すぎる時のサイン：冷たい場所に寝そべる、粗い呼吸、飲水量増加 など
- ・屋内外の危険からの対策
- ・恐怖を感じた時、逃げられることができ、身を隠せる場所
- ・脱走防止 など
 - 静かで隙間風の入らない快適な休息場所を用意する
 - 犬を小屋で飼育又は係留している場合は、頻繁に犬の状態を確認すること
 - 危険な状態にないか、苦しんでいないか など
 - 係留する場合、ストレスなく十分に自然な行動できる長さのリードを使用すること
 - 係留する場合、リードが絡まったり、身体に負荷を与えることのない素材のものを選ぶこと
 - 長時間の係留をさけること
 - 排泄場所は休息場所から離れたところに設置すること
 - 排泄場所は常に清潔に保つこと
 - 犬を独りにする場合、常に換気や温湿がコントロールされた快適で十分な広さのある場所に置くこと（快適に動き回れる広さ）
 - ケージ、クレートやサークル等に長時間入れっぱなしにしないこと

- ・ケージ内で飼育する場合は、以下のことを守ること。
 - 床面が足の負担にならない構造のものとする
 - ワイヤー、網目状等爪が損傷する素材・形状を避ける
 - 立ち上がった際に天井に頭が接触しないこと
 - 四方の壁にあたることなく身体を展開できること
 - 四方の壁に身体が接触しないこと
 - 身体を伸ばしたり、横たえても体が四方の壁に接触しない十分なスペースがあること
 - トイレ、休息場所、餌置場等はそれぞれ分けて設置すること
- ・一日一回以上はケージから出し、十分な運動及び気分転換をさせること
- ・休息場所は比較的静かなところに設置すること。
- ・輸送する時は、常に安全で快適であること。
- ・いかなる場合でも、犬に苦痛を与える可能性のある状況下に置かないこと。
- ・毒性のある「ゆり」や「アイビー」などの植物を身近に置かないこと。

2.適切な食餌・水 — 年齢や体調にあわせたバランスのとれた健康的な食餌を与える

- ・常に清潔な器に新鮮で清潔な飲み水を与えること。
- ・新鮮な水は犬がいつでも飲めるような場所に置くこと。
- ・個々のニーズ（年齢、体調など）にあったバランスのとれたエサを必要な給餌量で与えること。
- ・給餌回数は年齢や体調にあわせること。
 - 5 か月齢まで：3～4 回/日
 - 5 か月齢以上：2 回/日
- ・低体重（削瘦・栄養失調）や過体重（肥満）にならないよう適切な量を与えること。
- ・食餌を変更する場合は、徐々に行なうこと。
- ・激しい運動の直前直後に給餌しないこと。
- ・エサの置き場はトイレと離すこと。
- ・犬に有害な食べ物を与えないこと
 - （チョコレート、ぶどう/レーズン、ネギ類、鶏の骨、魚の硬い骨、マカデミアナッツ、トウガラシ、胡椒、キシリトール、味・塩分の濃い食べ物など）

3. 正常な行動がとれること — 本能を満足させエネルギーを発散できる遊びや訓練

- ・退屈しないように十分に遊ばせること。
- ・遊んだり噛んだりするのに安全で適切なおもちゃを与えること。
- ・1日1回以上の運動（散歩）をさせること。

※成犬の運動（散歩）時間の目安

小型犬：約30分

中型犬：約60分

大型犬：約80分～120分

ジャックラッセルテリア：約180分

※犬種や年齢にあった運動（散歩）時間を与えること。

- ・犬の健康時の行動を理解し、もし行動の変化に気付いた場合、獣医師などの専門家に相談すること。
- ・すべての犬は、（理想的には若い時期に）良い行動ができるようにしつけを受けること。その際、厳しい訓練方法や痛み・恐怖を与えるような訓練方法はしないこと。
- ・犬に苦痛を与える又は怪我をさせるような乱暴な扱いをしないこと。

4. 社会的な関わり — 犬が仲間と楽しむ社会性を身につけさせ、人との関係を良いものにする

- ・子犬の社会化期には、人や犬・猫等との良い関わりと無生物体への好奇心刺激を十分に経験させ、恐怖・不安を与えないようにすること。
- ・子犬が他の犬又人と交流する際は、感染症など健康上の問題に留意すること。必要ならば、獣医師に相談すること。
- ・犬のボディランゲージを十分に理解すること。
- ・同居犬がいる場合、お互いに望んだ時に一人になれる空間や場所を用意すること。
- ・人の一貫性のない予測不可能な行動は、犬に混乱と苦痛を感じさせるため、このような行為は避けること。
- ・何もすることなく長時間放っておかないこと。犬によっては短時間であっても苦痛を感じる場合もある。（独りに耐えられる時間の長さは、年齢、訓練、犬種、生活習慣等で異なる）
- ・他の犬との交流を好む犬には、定期的に他の犬と交流する機会を与えること。
- ・人や友好的な犬達と過ごす機会を与えること。
- ・複数の犬が同居している場合は、喧嘩しないような最善の措置をとること。

- ・複数の犬が同居している場合、おもちゃ、寝床、餌入れや水入れ等、頭数分以上用意すること
 - ・犬に問題行動があった場合、獣医師など専門家に相談すること。
 - ・飼い主及び家族は、犬に一貫性のある対応をすること。
 - ・犬に危害が及ぶ可能性のある動物や人間を避けること。
 - ・しつけは、怒鳴る、叩く（殴る）、チョークチェーン、ショックカラーを使うなどの体罰に頼らないこと。
- アルファー・シンドローム、権勢症候群や体罰の必要な主従関係論は動物行動学では否定されています。
- ・犬が他者から不適切に扱われ、ストレスを受けたり危険にさらされたりすることがないようにすること。
 - ・長期間留守にする場合、責任のある人に、犬の適切な世話を願うこと。

5.健康管理 — 日頃から犬の様子を観察し健康維持に努める

- ・犬が怪我しないよう日常から安全策を講じること
- ・犬の体長や行動の変化に気づいたら、獣医師に相談すること
- ・犬を定期的にチェックし、外傷や疾病等の徴候に注意すること
- ・繁殖をさせない場合は、去勢/不妊手術を行うこと。
- ・定期的にグルーミングを行って健康的な被毛と皮膚を維持すること。
- ・屋外飼育の場合、毎日清掃を行い清潔に保ち、疾患の伝染予防など公衆衛生に配慮すること。
- ・ワクチン接種等により病気の予防に努めること。
- ・ノミダニなどの外部寄生虫や内部寄生虫の駆除と定期的な予防をすること
- ・食欲や飲水量、糞尿の状態をチェックし、異常が認められたら、獣医師に相談すること。
- ・病気やケガを疑い場合は、直ちに獣医師の診察を受けさせること。
- ・定期的なブラッシングを行うこと。
- ・公共の場では、首輪と鑑札を装着させること。
- ・繁殖をさせる場合、交配前に獣医師に相談し、仔犬に適切な家庭をみつけることができるようあらゆる妥当な措置をとること。

6.その他

1) 社会的責任

- ・過剰な多頭飼育にならないように。
※犬の集団飼育の際、給餌・掃除に必要な時間は1頭あたり15分であるため、災害時の同行避難を考えても飼育者1人当たり5頭以内が望ましい。
- ・近隣住民の迷惑にならないような飼い方をすること。
- ・迷子対策をすること（名札・マイクロチップなど）
- ・狂犬病ワクチン接種と畜犬登録を行うこと。

2) 災害時のための準備

- ・同行避難できる頭数以上は飼わない
- ・同行避難できない場合は脱走・逃走しないようにすること
- ・同行避難訓練に参加する
- ・エサ・水・ペットシート等の備蓄
- ・ケージやクレート等に慣れさせること
- ・頭数分のキャリー・クレートを用意
- ・一時預かり先を探しておく

猫の飼養管理ガイドライン

猫ってどんな動物？

イエネコ（以下ネコ）は、ネコの始祖種リビアマネコが家畜化された動物で、野生動物ではありません。約 7000 年前から半野生の猫が集落周辺でネズミを捕食するなど生活をはじめ、ヒトに対して寛容である性質のものが生き残って家畜化されたという説があります。

○平均寿命：平均寿命は 15 歳を超え、20 歳を超える猫も珍しくなっています。

○肉食動物：ネコは肉食動物ですので、良質の高タンパク食が必要です。

○繁殖能力：ネコは繁殖力の高い動物です。ネコは一回の出産で 4～8 頭の子猫を産み、一年に 2～4 回の出産が可能です。

○隠れる場所が必要

外敵から身を守るために、狭く暗い場所や高い場所などの身を隠せられる場所を好みます。

○水分はとても大切

仮説ではありますが、ネコの祖先は、アフリカ北部や中近東の砂漠で生活していたため、体内に取り込んだ水分や栄養素を高濃度に蓄え調節する機能を身につけたと考えられています。しかし、それは、腎臓にかなりの負担となる構造のため、中高齢になると腎機能が低下しやすい傾向にあります。

○薄明性動物

ネコは、夜行性動物ではなく、薄明性動物つまり夕暮れや早朝の薄暗い状態の時間帯に最も活発に動く動物です。また、飼い主の生活パターンに合わせる賢さを持っています。

○きれい好き

自分で被毛を舐めて汚れをとり、綺麗にします。しかし、年齢を重ねると、だんだん毛づくろいができなくなりますので、飼い主が手入れのお手伝いをしてあげる必要があります。

- マーキング：自分の安心できる場所に頬や顎にある分泌腺からフェロモンをつける習性があります。また、フェロモンをおしっこに混ぜて霧吹き上におしっこをかけるスプレー行動もマーキング行動ですがこれはほかの猫に対するコミュニケーションの意味があります。
- 睡眠：猫は良く寝る動物で、半日近くも睡眠に費やしています。
- 遊び：猫は好奇心の強い動物です。また、運動神経が発達しており、走ったり跳んだり登ったりする機会が必要です。
- 不幸な命を産まないためにも、また、病気の予防のためにも、不妊去勢手術を実施し、屋内飼育をしましょう。
- 群れを好みません。

ネコの生理・生態・習性を理解した上で、以下のネコのニーズ（欲求）を満たしてあげましょう。

1.適切な環境 — 猫にとって居心地の良い生活場所を用意する

- ・危険のない安全で清潔な環境
 - 快適な室温管理
 - 寒冷及び暑さから回避
 - 屋内外の危険からの対策
 - 恐怖を感じた時、逃げられ身を隠せる場所 など
- ・誰からも邪魔をされずに安心して休息できる場所を用意。
- ・運動したり登ったり遊んだりするための十分な空間を用意。
- ・縦の空間を活用
- ・トイレは常に清潔で、使用しやすい安全な場所に設置。
- ・体長以上の大きさのものを用意
- ・いかなる場合でも、猫に苦痛を与える可能性のある状況下で猫だけにしないこと。
- ・猫が怖がるもの、人や動物に近づきすぎることなく、猫が必要とするもの（ベット、餌、水、トイレ等）に行くことができるようにすること。
- ・2 頭以上の猫を飼養している場合は、それぞれが望んだ時に離れられる十分な空間を与えること。
- ・2 頭以上の猫を飼養している場合は最低飼養頭数分以上のトイレ、ベット、隠れ場所やおもちゃを用意すること。

2.適切な食餌・水 — 年齢にあったバランスのとれた健康的な食餌を与える

- ・常に清潔な器に新鮮で清潔な飲み水を与えること。
- ・個々のニーズ（年齢、体調など）にあったバランスのとれたエサを必要給餌量与えること。
- ・低体重や過体重にならないよう適切な量を与えること。
- ・トイレは猫が怖がるものから離れた場所に設置すること。
- ・食餌を変更する場合は、徐々に行なうこと。

3. 正常な行動がとれること — 本能を満足させエネルギーを発散できる遊びを用意する

- ・安全なおもちゃを与え、人が遊んであげたり、一人遊びする機会を与える
- ・爪とぎなど引っ掻く場所を与える
- ・猫が十分に体を伸ばしたりするできるスペースを与える
- ・左右だけでなく上下運動ができるようにする。（キャットタワーなど）

4. 社会的な関わり — 猫が社会に受け入れられるようつとめる

- ・猫を移動させる時のため、キャリーケージなどに慣れさせること。
（猫の匂いのついたものがあると猫は安心する。）
- ・しつけと称して、猫に向かって大声を出したり、痛みを与えるような罰を与えてはいけない。猫を神経質にさせ、怖がらせるだけである。
- ・嫌いな人間や動物と無理に交流させようとせず、それらを避けられるようにすること。
- ・飼い猫が他者から適切に扱われ、ストレスを受けたり危険にさらされたりすることがないようにすること。
- ・留守の場合、責任のある人に、猫の適切な世話をお願いすること。

5. 健康管理 — 日頃から猫の様子を観察し適切な医療を受ける

- ・繁殖をさせない場合は、去勢/不妊手術を行うこと
- ・未去勢/未不妊猫は、縄張り争い等でケンカをする傾向が強く、ケンカにより、猫エイズ・猫白血病などの病気に罹患したり、スプレー行動などの問題行動、徘徊による迷子や交通事故にあう危険性が高いことを認識しておくこと。
- ・ワクチン接種等により病気の予防に努めること。
- ・ノミダニなどの外部寄生虫や内部寄生虫の駆除と定期的な予防をすること
- ・日常から食欲や飲水量、糞尿の状態をチェックすること
- ・病気やケガを疑い場合は、直ちに獣医師の診察を受けさせること。

6.その他

1) 社会的責任

- ・過剰な多頭飼育にならないように。
- ・近隣住民の迷惑にならないような飼い方をすること。

2) 災害のための準備

- ・同行避難できる頭数以上は飼わない
- ・同行避難訓練に参加する
- ・エサ・水・猫砂等の備蓄
- ・クレート訓練
- ・普段からハンドリングに慣れさせておく
- ・頭数分のキャリー・クレートを用意
- ・一時預かり先を探しておく

参考資料

ドイツ：ドイツ動物保護法

犬に関する政令

英国：英国動物福祉法（Animal welfare Act 2006）

1963 年動物収容施設法

（Animal Boarding Establishments Act 1963）

1951 年ペット動物法

（Pet Animals Act 1951）

1999 年犬の繁殖および販売（福祉）に関する法律

（Breeding and Sale of Dogs (Welfare) Act 1999）

ウサギの福祉に関する実施規則

（Code of Practice for the Welfare of Rabbits）

犬の福祉に関する実施規則

（Code of Practice for the Welfare of Dogs）

猫の福祉に関する実施規則

（Code of Practice for the Welfare of Cats）

花火と動物（fireworks and animals）

ペット販売ライセンスのモデル遵守事項 2013

（Model Conditions for Pet Vending Licensing 2013）

猫の預かり施設に関するライセンスのモデル遵守事項及び指針 2013

（CIEH Model Licence Conditions and Guidance for Cat Boarding Establishment 2013）

犬の繁殖施設に関するライセンスのモデル遵守事項及び指針

（CIEH Model Licence Conditions and Guidance for Dog Breeding Establishment）

米国：米国獣医学会動物の安楽死に関するガイドライン：2013 年版

（The AVMA Guideline for the Euthanasia of Animals）

欧州評議会（Council of Europe）

附属文書 A

実験その他科学的目的に使用される脊椎動物の保護のための欧州協定（ETS123）

動物の施設と飼育に関するガイドライン（協定第 5 条）

（APPENDIX A

OF THE EUROPEAN CONVENTION FOR THE PROTECTION OF VERTEBRATE ANIMALS

USED FOR EXPERIMENTAL AND OTHER SCIENTIFIC PURPOSES (ETS NO. 123)

GUIDELINES FOR ACCOMMODATION AND CARE OF ANIMALS (ARTICLE 5 OF THE CONVENTION)

監修：動物との共生を考える連絡会

<https://www.dokyoren.com/>

2019 年 6 月発行

本内容は許可なく使用、転載を禁ずる。

（公社）日本動物福祉協会



公益社団法人 日本動物福祉協会
<https://www.jaws.or.jp/>